

令和2年度「地域歯科衛生活動」事業助成交付要項

1 目的

地域住民の歯科口腔保健の向上に関する事業をより一層推進するため、申請団体等の地域歯科衛生活動に対して助成金を交付する。

本助成は「歯科口腔保健の推進に関する法律」の制定・公布（平成23年8月10日）を記念し、平成24年度から実施する。

2 対象団体

- (1) 「地域歯科衛生活動」事業を主催事業（共催等含む）として実施する都道府県歯科衛生士会。
- (2) 日本歯科衛生士会が指定する対象事業を、主催事業（共催等含む）として実施する団体または関係機関。

3 対象事業

地域住民の歯及び口腔の健康づくり、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上等、歯科口腔保健の推進に寄与する事業であること。

事業項目は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子歯科保健に関する事業
- (2) 学校歯科保健に関する事業
- (3) 事業所歯科保健に関する事業
- (4) 成人歯科保健に関する事業
- (5) 障害(児)者歯科保健に関する事業
- (6) 高齢者・要介護高齢者の歯科口腔保健に関する事業
- (7) 食育推進に関する事業
- (8) 多職種連携・協働による歯科口腔保健・口腔ケア推進事業
- (9) その他歯科口腔保健の推進に関する事業

留意事項

- (注1) 事業の実施内容及び実施方法が他の地域においても応用できるものであり、かつ普遍性の高いものであること。
- (注2) 同一事業の申請は3年を限度とする。
- (注3) 事業の成果について、歯科衛生士だより、会報等に報告できるものであること。
- (注4) 事業の成果について、日本歯科衛生学会学術大会での発表、および学会雑誌への論文投稿を目指すものであること。
- (注5) 事業の実施にあたり、可能な限り、地方公共団体、歯科医師会、教育機関、関連施設、関係団体等との連携協力が得られるものであること。

4 事業実施期間及び交付額

- (1) 原則として、4月1日以降に開始し、翌年2月末日迄に完了すること。
- (2) 申請は各団体あたり1件とし、事業助成件数は予算の範囲内とする。
- (3) 令和2年度の助成交付額は、1件につき30万円以内とし、経費支出基準は別紙のとおりとする。

5 申請手続き

- (1) 助成金の交付を申請しようとする団体は、所定の書式に必要事項を記載の上、日本歯科衛生士会事務局に「書留郵便」で送付する。
 - ① 助成金交付申請書（事業計画）（様式1）
 - ② 予算内訳書（様式2）
- (2) 助成金交付申請書受付期間
令和2年4月1日～4月20日（必着）

6 対象団体の選定及び決定

地域歯科衛生活動助成事業審査委員会において、審査選定し、理事会にて報告・承認後、助成団体を決定する。
尚、審査委員会の運営に関して必要な事項は別途定める。

7 助成金の返還

申請内容に異なる事実が生じた場合は、助成金を返還させる。

8 報告書の提出

- (1) 助成対象事業が完了したときは、所定の書式に必要事項を記載の上、日本歯科衛生士会事務局宛「書留郵便」で送付する。
 - ① 事業報告書（様式3）
 - ② 会計報告書（様式4）
 - ③ 助成対象経費を支払ったことを証明する領収書等の書類
 - ④ 写真、チラシ、パンフレット等、事業実施を確認する書類
- (2) 提出期限
令和3年3月12日（必着）

※申請書および報告書様式は、日本歯科衛生士会ホームページよりダウンロードし、記入例を参照の上、期日までに日本歯科衛生士会事務局宛に提出する。

【申請書および報告書提出先】

公益社団法人日本歯科衛生士会 地域歯科保健委員会宛
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
電話 03-3209-8020 Fax 03-3209-8023